

**【いじめの定義】**

「いじめ」とは、「本校生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定する。

**＜具体的ないじめの態様＞**

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

**1 いじめ防止のための取組**

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

**(1) 学習指導の充実**

- ① 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ② コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

**(2) 特別活動や道徳教育の充実**

- ① ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ② ボランティア活動の充実

**(3) 教育相談・いじめ相談体制の充実**

- ① 教育相談週間等における面談の実施
- ② スクールカウンセラーによるカウンセリング（定期開催）
- ③ 子ども理解支援ツール「ほっと」の結果を活用した面談の実施（6月、11月）
- ④ いじめ相談窓口の周知徹底
- ⑤ いじめ防止対策委員会を中心とした研修計画や校内体制の整備と委員会の定期開催
- ⑥ 「いじめ関連会議」「いじめ防止にむけた作品制作」等への生徒の積極的な参加

## 2 いじめの早期発見・早期対応の取組

- いじめの早期発見
    - ・教員の観察による気づき【随時】
    - ・ネットパトロール
    - ・全校生徒アンケート調査【5月・11月頃】
    - ・相談や訴え【生徒・保護者・地域】
    - ・個人面談【6月・11月頃】
    - ・情報の共有【職員会議 等】
  - いじめの早期対応（いじめ見逃しゼロ）
    - ・いじめと思われる・受け取れる行為や訴え→情報共有、迅速かつ真摯に対応。
    - ・いじめの発見・通報
      - いじめ防止対策委員会を中心に実態掌握、情報共有。  
指導・支援体制を組み、事態の収束を図る。
- （別紙フローチャート参照）

① 情報収集・情報分析 → ②指導・支援体制策定 → ③A 指導・支援の実施  
<生徒、保護者、教職員> <組織を組み役割分担> ③B 保護者と連携

被害生徒、加害生徒、見聞きした生徒たちへの事実確認や指導および支援。  
関係する保護者、必要により教育委員会、警察、医療・福祉関係機関と連携。

具体的事例）SNS等での不適切な書き込みへの対応

不適切な書込情報 ⇒ 状況の確認 ⇒ サイト管理者への連絡と削除依頼

↓ ⇓

いじめ事案かの確認 外部機関への相談、連携

- ・学校：道教委、警察など
- ・被害生徒：スクールカウンセラー、警察、弁護士など
- ・加害生徒：スクールカウンセラー、警察など

## 3 いじめの重大事態・緊急事態への対応

「子どもの生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」  
「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」  
→年間30日を目安。一定の期間連続して欠席している場合などは迅速に着手  
「生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」  
「教職員がいじめを発見した場合」

- いじめ防止対策委員会を中心に重大事態の調査組織を設置する
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する
- いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供する
- 調査結果を北海道教育委員会に報告および必要な措置をとる
- 個別の重大事態によっては、第三者を交えた委員会を組織する
- 調査主体が北海道教育委員会の場合は、その指示のもと、調査に協力する

#### 4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- (1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- (5) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### 5 いじめの解消

いじめの解消について判断基準を明確にし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案し判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
  - ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が3カ月以上継続して止んでいること。
  - ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合はより長期の期間を設定する。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
  - ・被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認すること。
  - ・学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

## 6 いじめ防止の指導体制

「いじめ防止対策委員会」の設置により、全教職員が「いじめ見逃しゼロ」の意識を持って生徒との対応にあたることを推進するとともに、日常的に未然に防止し、早期発見・早期対応に努める。3月には「学校いじめ防止基本方針」の検証・見直しを実施する。

いじめ防止対策委員会の構成員は次のとおりとする。

◎校長 ○教頭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭

特別支援コーディネーター 当該担任（必要に応じてスクールカウンセラー）

外部関係機関は次のとおりとする。

羽幌警察署 羽幌町役場（保健師） 関係福祉支援施設 弁護士 他適宜要請する

また、「学校いじめ防止基本方針」について、保護者については入学式やPTA役員会、PTA総会、地域については学校運営協議会（学校評議員）や同窓会、生徒については生徒会執行部や生徒総会で意見聴取を行い、見直しを図る。

## 【校内体制】

### 管 理 職

- ・いじめ防止基本方針
- ・「いじめは決して許されない」「いじめ根絶」方針
- ・学校全体で取り組む姿勢、職場環境の醸成
- ・保護者、地域との連携

### いじめ防止対策委員会

<構成員> ◎校長 ○教頭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭  
特別支援コーディネーター 当該担任 (必要に応じてスクールカウンセラー)

- <役 割>
- (1) いじめ防止年間指導計画の作成、実施、評価、点検、改善(見直し)
  - (2) いじめに関するアンケート実施、集計、結果等情報整理、分析
  - (3) 校内研修会の計画、実施
  - (4) いじめが疑われる事案の事実確認、判断
  - (5) 要配慮生徒への支援方針作成

<外部関係機関> 羽幌警察署 羽幌町役場(保健師) 関係福祉支援施設 弁護士 ほか



いじめ認知→早期解決



いじめの早期発見  
(いじめ見逃しゼロ)

いじめの未然防止

#### ●学習指導の充実

- ・学習における規律づくり
- ・学びに向かう集団づくり
- ・生徒が意欲的に取り組む授業づくり

#### ●特別活動の充実

- ・ホームルーム活動の充実
- ・ボランティア活動への積極的な参加
- ・生徒会活動におけるいじめ防止活動の推進

- ・道徳教育の推進

#### ●教育相談の充実

- ・生徒面談の定期的実施
- ・スクールカウンセラーの活用

#### ●人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

#### ●情報教育の充実

- ・情報モラル指導の充実
- ・ネット犯罪防止教育

#### ●保護者、地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開、保護者懇談会の実施
- ・地域連携会議、行事への参加
- ・啓発資料の作成、配布

#### ●情報の収集

- ・教職員による生徒観察
- ・養護教諭からの情報
- ・生徒、保護者、地域からの情報
- ・授業時、休み時間等の巡回指導
- ・いじめに関するアンケート実施
- ・生徒面談、保護者懇談における情報
- ・教育相談からの情報

#### ●相談体制の確立

- ・相談窓口の設置、周知
- ・誰にでも気軽に相談できる校内環境整備
- ・スクールカウンセラーの活用

#### ●情報の共有

- ・情報報告の徹底
- ・全職員の情報共有(職員会議等)
- ・要配慮生徒に係る実態把握
- ・引継事項の徹底

#### ●報道対応(教頭)

- ・報告、窓口の確認
- ・報道対応